

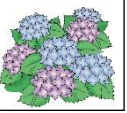


石見町・日吉町まちづくり通信

【第 22 号】

令和 2 年 6 月

夏号



発行
倉敷駅周辺
開発事務所

086-434-8671

事務所職員紹介

本年度の班体制が決まりました。1〜4班の職員が皆様のお宅へ回らせていただきます（◎が班長です）。分からないことがありましたら、何でもお尋ねください。裏面に各班の担当街区を示した図面を掲載しておりますのでご覧下さい。



所長 森本 (もりもと) 次長 西山 (にしやま)



井川 (いかわ) 塩津 (しおつ) 光枝 (みつえだ) 中村 (なかむら)



1 班 ◎ 三竿 (みさお) 寒川 (かんかわ) 奥澤 (おくざわ)



2 班 ◎ 山代 (やましろ) 谷内 (たにうち) 練尾 (ねりお) 友重 (ともしげ)



3 班 ◎ 井川 (いかわ) ※兼務 渡谷 (わただに) 鳩 (はと)



4 班 ◎ 藤原 (ふじわら) 中西 (なかにし) 河田 (かわた)



補償班 建物等の補償費の計算を担当します。
◎ 谷中 (たになか) 福島 (ふくしま) 於東 (おとう) 高橋 (たかはし)

審議会委員 (借地権の部) 補欠選挙

倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会につきましては、選挙により選出された審議会委員の方々によってご審議いただいておりますが、この度、借地権者委員 1 名に欠員が生じ、また、予備委員がないことから、令和 2 年 9 月 27 日 (日) を選挙期日とする審議会委員 (借地権の部) 補欠選挙を行うことになりましたので皆様にお知らせします。

なお、今回の選挙は、事業区域内に借地権をお持ちの方が選挙権・被選挙権を行使できます。土地所有者の方で借地権をお持ちでない方は選挙権・被選挙権はありませんのでご注意ください。

また、詳細な内容は、次回補欠選挙特集でお知らせする予定です。

1 審議会委員の選挙権及び被選挙権

今回、審議会委員の選挙権・被選挙権を行使できるのは、選挙人名簿作成基準日の令和 2 年 7 月 20 日時点で事業区域内に借地権の登記をされている方及び土地区画整理事業第 85 条の規定による借地権の申告をされている方です。登記されていない借地権をお持ちで、当事務所に借地権の申告をされていない方は、選挙権・被選挙権の行使ができません。登記されていない借地権をお持ちで、審議会委員の選挙権・被選挙権を行使しようとお考えの方は令和 2 年 7 月 20 日までに借地権の申告をしてください。既に申告をされ権利関係に変更がなければ今回の選挙でも申告や届出をされている内容がそのまま引き継がれます。内容に変更のある方は再度の申告・届出をお願いします。土地の大きさや筆数に限らず、一つの選挙権・被選挙権があります。

また、借地を共有で登記されている方又は登記名義人が亡くなられ名義を変えていない方は、「代表者選任通知書」を提出された方に限ります。

なお、法人で借地権をお持ちの場合も選挙権・被選挙権があります。投票する場合は、「投票者指定証明書」が必要になります。

2 借地権申告等の受理停止

選挙人名簿作成の基準日から選挙人名簿確定日 (令和 2 年 7 月 21 日 8 月 17 日) までの期間は、選挙人名簿確定のため、土地区画整理法第 85 条の規定による借地権の申告及び借地権の移転・変更・消滅の届出の受付はできませんのでご注意ください。

※申告書・届出書は、倉敷駅周辺開発事務所に用意しております。

仮住居整備事業着工

6 月 1 日より仮住居施設の建築工事が始まりました。供用時期等については、決まり次第お知らせいたします。工事車両の通行等によりご迷惑をおかけしますが、よろしくお願いたします。



編集後記

新型コロナウイルスによる緊急事態宣言は解除されましたが、国で示された「新しい生活様式」により慎重な行動が求められています。しばらくの間は、まちづくり通信も投函による配布を継続させていただきますのでご了承願います。

各班の担当街区



地図の見方

- 1班
- 2班
- 3班
- 4班

○の中の数字は、街区番号です。

